2019 年 9 月 20 日 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 日 立 市

「日立エリアで**Su** [**G a** を使おう!」 キャンペーンを実施します

2019 年 7 月より、日立市の施設等で Suica 等交通系電子マネーが使えるようになりました。 JR 東日本水戸支社では、10 月~12 月に実施する日立市を含む茨城県北エリアを中心とした PR に合わせて、日立エリアでの Suica 等交通系電子マネー利用促進キャンペーンを実施します。 この機会にぜひ日立エリアにお越しいただき、Suica をご利用ください!!

キャンペーン内容

- 1 名 称 「日立エリアで Suica を使おう!」キャンペーン
- 2 期 間 2019年11月1日(金)~12月31日(火)
- 3 内 容 キャンペーン期間中、下記の(1)(2)のいずれかに該当する方に Suica のペンギンオリジナルメモ帳をプレゼント。
 - ※先着合計 5,000 名さま。なくなり次第終了。1会計につき1個プレゼント。
 - (1)日立市かみね動物園にて入園料金、日立シビックセンターにて、 入館(科学館・天球劇場)料金を Suica 等交通系電子マネーでお支払い。
 - (2)日立シビックセンター・奥日立きららの里・日立駅情報交流プラザにて、 1会計 200 円(税込)以上を Suica 等交通系電子マネーでお支払い。
 - ※日立シビックセンター・日立駅情報交流プラザは、売店等でのお買い物が対象。
 - ※奥日立きららの里は、きらら館研修室・ケビン・キャンプ場の施設使用料が対象。
 - ※対象施設の営業期間・時間等は各施設にご確認ください。



▲かみね動物園



▲日立シビックセンター



▲奥日立きららの里



▲ Suica のペンギン オリジナルメモ帳

(イメージ)

▲日立駅情報交流プラザ

- 4 対象電子マネー 「Suica」「Kitaca」「PASMO」「TOICA」「manaca(マナカ)」「ICOCA」「SUGOCA」 「nimoca」「はやかけん」の9種類。 ※PiTaPa は対象外。
 - ※「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
 - ※「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
 - ※「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。
 - ※「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
 - ※「manaca(マナカ)」は、株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。
 - ※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
 - ※「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。
 - ※「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。
 - ※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- ※「Suica のペンギン」は、東日本旅客鉄道株式会社の Suica のキャラクターです。